

## ●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年10月31日

香川県監査委員 林 熊  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出事務について 外部講師に係る謝金について、支給額に誤りがあった。（農業大学校）</p> <p>イ 旅費事務について 前年度に指導したにもかかわらず、県外旅費について、帰着日から3か月以上経過して支出しているものがあった。（土地改良課）</p> <p>ウ 手当の支給について 超過勤務手当について、支給漏れがあった。（農業経営課）</p> <p>エ 契約事務について 設備保守点検等業務委託契約について、変更契約を締結していたが、その手続及び仕様書の内容に誤りがあった。（農業試験場）</p> <p>オ 物品の管理について (ア) 証紙収納簿に記載された収納年月日と証紙の消印日が一致しないものがあった。（農業経営課） (イ) 業務委託契約により製作した物品について、備品の登録手続が</p>	<p>ア 支出事務について 直ちに過大支給した相手方から謝金の戻入を受けるとともに、過少支給した相手方に謝金を追加支給した。今後、誤って支給することがないよう授業時間数の確認は複数の者で行う。</p> <p>イ 旅費事務について 県外出張に行った際には、帰着後速やかに旅費システムで精算手続を行うよう、改めて、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 手当の支給について 平成26年6月に当該職員に対し、超過勤務手当を支給した。今後、超過勤務手当の支給の確認を徹底する。</p> <p>エ 契約事務について 直ちに、更に変更委託契約を締結し、消火器及び発信機の設置については機器数ではなく箇所数を記載するよう改めた。今後、仕様書の内容確認を徹底する。</p> <p>オ 物品の管理について (ア) 直ちに証紙収納簿の収納年月日の訂正を行った。今後、確認を徹底する。 (イ) 直ちに備品台帳に登録した。今後、業務委託契約において備品</p>

	<p>できていなかった。 (水産課)</p> <p>(ウ) 重要物品について、平成24年度に廃棄処分しているにもかかわらず、重要物品票に廃棄した旨を登記していなかった。 (農業試験場)</p> <p>(エ) 物品購入伺について、要求理由等の必要事項が記載されていないものがあった。 (畜産試験場)</p> <p>カ その他 県に事務局を置く任意団体について、当該団体の所管課長として自主検査を行っていないものがあった。 (農業経営課)</p>	<p>を製作する際には、香川県会計規則に基づく適切な事務処理を徹底する。</p> <p>(ウ) 直ちに重要物品票に廃棄した旨を記載した。今後、廃棄する際には、香川県会計規則に基づく適切な事務処理を徹底する。</p> <p>(エ) 平成26年4月から新たな物品購入伺の様式を作成し、「購入理由・用途等」欄を大きくするなど記載しやすくするとともに、記載漏れのないよう決裁時のチェックを徹底している。</p> <p>カ その他 平成26年8月18日に自主検査を実施した。今後、適正に自主検査を行うこととする。</p>
--	---	---